

## 中期目標及び中期計画の策定について

### 1 目的

#### (1) 中期目標

3年以上5年以下の期間において地方独立行政法人が達成すべき業務運営に関する目標を定めるために作成（市長が作成）

#### (2) 中期計画

中期目標を達成するために中期計画を作成（地方独立行政法人が作成）

### 2 内容

#### (1) 中期目標

- ① 中期目標の期間
- ② 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項
- ③ 業務運営の改善及び効率化に関する事項
- ④ 財務内容の改善に関する事項
- ⑤ その他業務運営に関する重要事項

#### (2) 中期計画

- ① 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置
- ② 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置
- ③ 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画
- ④ 短期借入金の限度額
- ⑤ 出資等に係る不要財産又は出資等に係る不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画
- ⑥ ⑤に定める財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画
- ⑦ 剰余金の使途
- ⑧ 料金に関する事項
- ⑨ その他市の規則で定める業務運営に関する事項

### 3 作成手続き

#### (1) 中期目標

市長が、評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経たうえで定め、地方独立行政法人に対して指示

#### (2) 中期計画

地方独立行政法人は中期目標に基づいて中期計画を作成し、市長の認可を受ける。市長は認可に際し、評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経る必要がある。

